

外為令別表の9の項（1）（省令第21条第1項 情報セキュリティ関連）
情報セキュリティに係る技術

提供技術名： _____
 メーカー名： _____

該非用パラメータシート
 （情報セキュリティ・技術）
 様式 9－技1情セ

（ 1 / 4 ）

CISTEC 2012.08.01

（平成 24 年 8 月 1 日施行政省令等対応）

質 問 事 項	区分*1		回 答		備考
	技	プ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にマークした場合（但し、破線で囲まれたものは除く）、本欄中の当てはまる□内にレ又は×印を記入すること。					
【省令第21条第1項（外為令別表の9の項（1）関連）】 （解釈）「必要な技術」：規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。		
第二号 次のいずれかに該当するもの（第21条第1項第一号に該当するものを除く。）の□設計又は□製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第九号の二：第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十三号：情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）か？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第九号の二：第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第8条第十三号：情報セキュリティの設計、製造用装置等	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
「市販暗号プログラム」の判定 ・市販暗号プログラムに該当するか？ （注記） 「様式9－技1情セ（別紙市販プ）」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しないの場合は、「様式9－技1情セ（別紙市販プ）」の添付は不要。		○	☐ はい ←判定欄へ （プログラムのみ判定の場合） ←第十二号へ （プログラムと技術ともに判定する場合）	☐ いいえ ↓ 又は、適用しない	
「副次的暗号プログラム」の判定 ・副次的暗号プログラムに該当するか？ （注記） 「様式9－技1情セ（別紙副次プ）」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえの場合は、「様式9－技1情セ（別紙副次プ）」の添付は不要。		○	☐ はい ←第十号へ	☐ いいえ ↓	

質 問 事 項	区分*1		回 答		備考
	技	プ			
第七号 次のいずれかに該当するものを ☐ 設計し、又は ☐ 製造するために設計したプログラムか？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第九号の二：第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第21条第1項第九号 ☐ 第21条第1項第十号		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第九号の二：第九号から第十二号までの貨物の有する機能に到達又は超えることを可能にする装置等 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム ☐ 第21条第1項第九号 ☐ 第21条第1項第十号		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の ☐ 有する機能と同等の機能を有するもの、 ☐ 当該機能を実現するためのもの又は ☐ 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム (注) 第8条第九号：暗号装置にレ又は×印を記した場合には、 ☐ 様式9-技1情セ(別紙暗プ)を記入して添付するか、又は ☐ 右欄の(暗号内容記入欄)に記入のこと。 第8条第十号～第8条第十二号にレ又は×印を記入した場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。 ☐ 第8条第十号：様式9-08 ☐ 第8条第十一号：様式9-09 ☐ 第8条第十二号：様式9-10		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	(暗号内容記入欄) (一) 対称アルゴリズム 名称(鍵の長さ) [コメント※] (二) 非対称アルゴリズム 名称(根拠bit長) [コメント※] 1 安全性の根拠：整数の素因数分解 2 安全性の根拠：有限体上の乗法群 3 安全性の根拠：他の群 ※[コメント]欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名のためのみなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。 記入例： 3DES(168bit) DES(56bit) [認証のためのみ(非)] RSA(1024bit) [デジタル署名のためのみ(非)] DH(756bit)

該非用パラメータシート
 （情報セキュリティ・技術）
 様式 9－技1情セ

（ 3 / 4 ）

質 問 事 項	区分*1		回 答		備 考
	技	プ			
第十号 第21条第1項第九号に該当するものを検定するためのプログラムか？		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの ☐ 設計又は ☐ 製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号 ☐ 第21条第1項第十号	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）か？ ☐ 第21条第1項第七号 ☐ 第21条第1項第八号の二 ☐ 第21条第1項第九号 ☐ 第21条第1項第十号	○		☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	
第十五号 次のいずれかに該当する技術を支援するために設計したプログラムか？ ☐ 第21条第1項第二号（第8条第九号～第十三号 関係） ☐ 第21条第1項第三号 ☐ 第21条第1項第十二号 ☐ 第21条第1項第十二号の二		○	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓	1/4 頁の市販暗号プログラムの判定が「はい」場合この号回答不要

質 問 事 項	区分*1		回 答		備 考
	技	プ			
第十六号 暗号有効化技術： 技術（プログラムを除く。）であって、当該技術を用いること によってのみ、ある貨物又はあるプログラムが次のいずれかに 該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを 可能にするものか？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム (注) 回答欄が「はい」の場合、上記口内にレ又は×印を付けた貨物 又はプログラムの機能を有効化した後の貨物のパラメータシ ートの様式を添付すること。	○		☐ <u>いいえ</u> ↓ ☐ <u>はい</u>		
第十七号 暗号有効化プログラム： プログラムであって、当該プログラムを用いることによって のみ、ある貨物又はあるプログラムが次のいずれかに該当する 貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能 にするように設計又は改造したものか？ ☐ 第8条第九号：暗号装置 ☐ 第8条第十号：信号の漏えい防止装置 ☐ 第8条第十一号：秘密保護機能を有する情報通信システム ☐ 第8条第十二号：盗聴検知通信ケーブルシステム (注) 回答欄が「はい」の場合、上記口内にレ又は×印を付けた貨物 又はプログラムの機能を有効化した後の貨物のパラメータシ ートの様式を添付すること。		○	☐ <u>いいえ</u> ☐ <u>はい</u>		1/4 頁の市 販暗号プロ グラムの判 定が「はい」 場合この号 回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当 するか？(注*2)			☐ <u>非該当</u> ☐ <u>該 当</u>		

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会 社 名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

印